

日商簿記3級試験対策講座 受講者募集

問い合わせ
県ひとり親家庭サポートセンター
☎082・227・2377

ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の一環として、日商簿記3級試験対策講座を開催します。

事前説明会
8月4日(日)11時～11時30分（Zoomによるライブ配信）

対象
ひとり親家庭の父母、児童（20歳未満）、寡婦

講習回数
講義8回・問題演習4回

定員
10人（応募者多数の場合は事前説明会後に抽選）

受講料
無料（通信料は自己負担）

受講方法
Web講座（Zoomによるライブ配信）

申し込み
7月1日(月)～31日(水)までに県ひとり親家庭サポートセンターのホームページまたはQRコードから申し込んでください。

講習日程(毎週日曜日 9時30分～12時)

1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
8月25日	9月1日	9月8日	9月15日	9月22日	9月29日
7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目
10月6日	10月13日	10月20日	10月27日	11月3日	11月10日



ここからひとり親家庭サポートセンターの申し込みページへ。

パソコンやインターネットを使って学ぶ

募集 障害者委託訓練生

問い合わせ
広島障害者職業能力開発校
☎082-254-1766
FAX082-254-1716

広島障害者職業能力開発校では、障害のある方を対象に知識や技術を習得するための職業訓練コースを開講します。

対象
公共職業安定所に求職登録している方

受講料
無料（知識・技能習得訓練コースは教科書代などが必要）

申し込み
住所地の公共職業安定所で応募用紙を提出してください。応募用紙は広島県職業能力開発校ホームページからダウンロードできます。

※詳しくは、広島県職業能力開発校ホームページ『委託訓練』をご覧ください。



ホームページはこちらから。

知識・技能習得訓練コース

コース名	対象	定員	訓練場所	訓練期間	申し込み
PC 初級スキル習得科3	精神・身体・知的障害者など	8人	(株)広島情報シンフォニー (広島市東区)	11月12日(火) ～ 令和7年2月10日(月)	10月3日(木)まで
PC 初級スキル習得科5		8人	ひろぎんヒューマンリソース(株) (広島市南区)	12月4日(水) ～ 令和7年2月28日(金)	10月25日(金)まで

e-ラーニングコース（インターネットを活用した自宅での通信訓練）

コース名	対象	定員	委託先	訓練期間	申し込み
在宅 Web 制作科	通所が困難な障害者など	1人	(株)沖ワークウェル	9月3日(火) ～ 11月27日(水)	8月6日(火)まで
在宅事務処理科		1人		9月3日(火) ～ 11月27日(水)	8月6日(火)まで

国民健康保険被保険者証 国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証

水色

【世帯主宛てに、世帯の国保加入者全員分の保険証を市から水色の封筒で郵送】

国民健康保険（国保）に加入している方が対象です。

70歳から74歳の方へ送付する国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証には、医療費の負担割合が記載されており、2割または3割に区分されています。（表1・12ページ）

後期高齢者医療被保険者証

水色

【被保険者宛てに、広島県後期高齢者医療広域連合から黄色の封筒（特定記録郵便）で郵送】

75歳以上の方と65歳以上で一定の障害により広島県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方が対象です。保険証に記載の負担割合は、1割または2割、3割に区分されています。（表3・13ページ）

8月からは新しい保険証 | 7月下旬に送付 |

後期高齢者医療被保険者証
国民健康保険被保険者証
国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証

期限切れ保険証は市役所・支所に返却または自分で廃棄を

問い合わせ
保健医療課 ☎59-2141

新しい保険証を7月下旬に郵送します。8月に入っても届かない場合は、保健医療課まで問い合わせてください。有効期限の過ぎた古い保険証は、保健医療課または各支所に返却するか、ご自身で廃棄してください。また、新しい保険証の記載内容と事実と相違があれば、早めに届け出てください。

医療費などの自己負担額の限度額適用は、申請を

限度額適用・標準負担額減額認定証認定証とは

医療機関の窓口で保険証と一緒に提示することにより、食費や居住費の標準負担額、医療費の1カ月当たりの自己負担額が限度額までとなります。（表2・12ページ）（表4・13ページ）認定証の交付を受けるには、申請が必要です。必要な方は、保健医療課または各支所で手続きをください。認定証は、申請した月の初日から適用となります。

※保険料の滞納がある方は認定できません。

申請が不要な方

○後期高齢者医療被保険者で、今までに認定証の申請をしている方

○マイナンバーカードの保険証利用登録をしている方

申請が必要な方

国民健康保険被保険者

○70歳以上で、現役並み所得者（Ⅰ）（Ⅱ）の世帯の方や住民税非課税世帯の方（同一世帯の世帯主を含む）

○70歳未満

※毎年、申請が必要です。

後期高齢者医療被保険者

長期入院に該当する方

過去12カ月の間の入院日数が合計90日を超え、その間が非課税世帯であった場合は、標準負担額がさらに減額となります。（表2）（表4）

次の①または②に該当すると思われる方は、医療機関が発行した領収書など入院日数が確認できるものを持参して、保健医療課または支所で申請してください。

①国保被保険者で、認定区分がまたは低所得者Ⅱとなる方

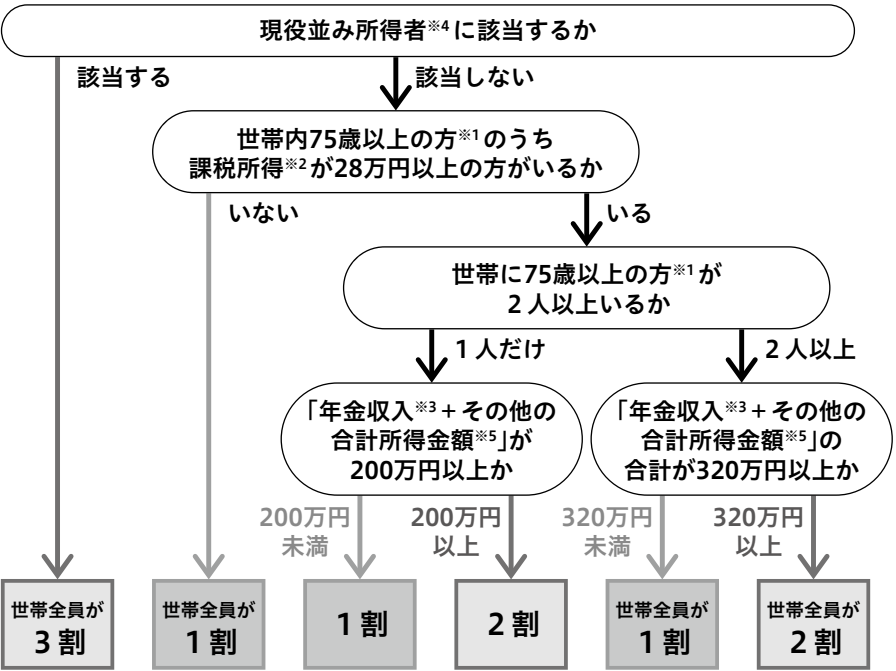
②後期高齢者医療被保険者で、認定区分が低所得者Ⅱとなる方

※長期入院に該当する方は、マイナンバーカードの保険証利用登録をしていますが、申請が必要です。

郵送時期・郵送方法

後期高齢者医療被保険者で申請が不要な方、または6月中旬に新規申請をした方には、7月下旬に広域連合から保険証と一緒に認定証が郵送されます。国保被保険者と7月以降に申請した後期高齢者医療被保険者には、7月下旬以降に、市から認定証を郵送します。

（表 3） 窓口負担 2 割の対象となるかどうかの主な判定の流れ



- ※ 1 後期高齢者医療の被保険者とは75歳以上の方（65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む）
- ※ 2 「課税所得」とは住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額）です。
- ※ 3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含まれません。
- ※ 4 課税所得 145 万円以上かつ収入額の合計が、383万円（単身世帯の場合、複数世帯の場合は、520万円）以上で、医療費の窓口負担割合が 3 割の方。
- ※ 5 「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

（表 4） 限度額認定証（認定証）自己負担限度額・標準負担額一覧

【後期高齢者医療被保険者】

・後期高齢者医療被保険者の自己負担限度額

区 分			自己負担限度額(月額)	
			外来(個人単位)	外来 + 入院(※世帯単位)
住民税課税世帯	現役並み所得者Ⅲ	課税所得 690万円～	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (140,100円) (※多数回該当)	
	現役並み所得者Ⅱ	課税所得 380万円～	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% (93,000円) (※多数回該当)	
	現役並み所得者Ⅰ	課税所得 145万円～	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (44,400円) (※多数回該当)	
	一般Ⅱ	2割負担	18,000円または、6,000円 + (医療費 - 30,000円) × 10%の低いほうを適用(年間上限額144,000円) ※医療費が30,000円未満の場合は、30,000円で計算する。※★	57,600円 (44,400円) (※多数回該当)
	一般Ⅰ	1割負担	18,000円 (年間上限額144,000円)	
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ			15,000円

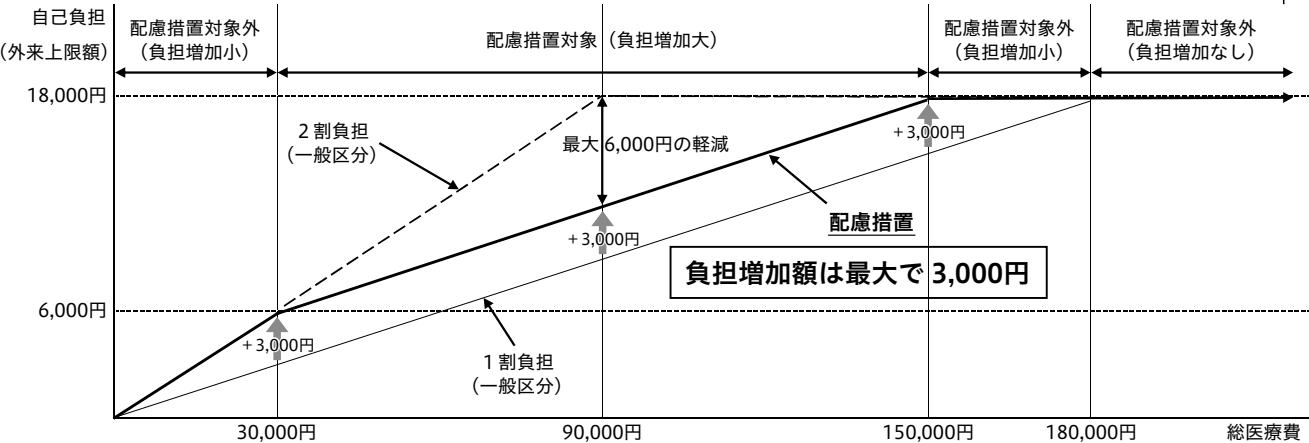
※多数回該当:過去12か月間で3回以上自己負担額が限度額に達した場合、4回目から限度額が下がります。

※世帯単位:加入している医療保険が異なる場合は合算できません。

※標準負担額については、表2の70歳以上の方をご覧ください。

※★

外来自己負担限度額



（表 1） 負担割合の判定基準

【国保】

同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の住民税課税所得の金額	負担割合
145万円以上	3 割
145万円未満	2 割

- （注 1）昭和20年 1 月 2 日以降に生まれた70歳以上の被保険者の属する世帯の基礎控除後の課税所得額の合計額が210万円以下の場合も「一般」と判定し 2 割負担になります。
- （注 2）単身世帯とは、同一世帯の被保険者が 1 人の世帯。複数世帯とは、同一世帯に被保険者が 2 人以上いる世帯です。また、70歳以上の世帯員とは令和 6 年 8 月 1 日時点で70歳以上75歳未満の国保被保険者の方です。なお、国保の方で世帯に国保から後期高齢者医療制度に移行した方がいる場合は、その方の収入も含わせて520万円未満となります。

住民税課税所得が145万円以上でも次の場合は、基準収入額適用申請により負担割合が変わります。

同一世帯の被保険者および70歳以上の世帯員の収入合計	負担割合
複数世帯…520万円未満 単身世帯…383万円未満	2 割（国保）

- （注 3）課税所得とは、地方税法上の扶養控除など各種控除後の所得のことを指します。
- （注 4）収入とは、「住民税の課税所得額の計算上収入金額とすべき収入」を指します。
（例）令和 6 年 8 月～令和 7 年 7 月の判定…令和 5 年中（1 月～12 月）の収入であり、令和 6 年 1 月 1 日の属する年度分の地方税の規定による住民税の課税所得額の計算上収入額とすべき金額。（事業・不動産などの収入も含む）

（表 2） 限度額認定証（認定証）自己負担限度額・標準負担額一覧

【国保被保険者】

70歳未満の方

区 分	自己負担限度額 (1カ月)	標準負担額 (1食)	療養病床入院の場合の標準負担額	
			食費(1食)	居住費(1日)
基礎控除後の「総所得金額等」が 9 0 1 万円を超える世帯 (認定証に「ア」と表記)	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から140,100円となります。	490円	490円 (※1)	370円
基礎控除後の「総所得金額等」が 6 0 0 万円を超え 9 0 1 万円以下の世帯 (認定証に「イ」と表記)	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から93,000円となります。			
基礎控除後の「総所得金額等」が 2 1 0 万円を超え 6 0 0 万円以下の世帯 (認定証に「ウ」と表記)	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から44,400円となります。			
基礎控除後の「総所得金額等」が 2 1 0 万円以下の世帯 (認定証に「エ」と表記)	57,600円 ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から44,400円となります。			
市民税非課税世帯 同一世帯の世帯主、被保険者全員が住民税非課税の世帯 (認定証に「オ」と表記)	35,400円 ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から24,600円となります。	230円 (長期入院該当 180円(※2))	230円	370円

70歳以上の方

区 分		自己負担限度額 (1カ月)	標準負担額 (1食)	療養病床入院の場合の標準負担額	
				食費(1食)	居住費(1日)
現役並み所得者 保険証の負担割合が3割	Ⅲ (認定証は不要) 課税所得690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から140,100円となります。	490円	490円 (※1)	370円
	Ⅱ 課税所得380万円以上 690万円未満	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から93,000円となります。			
	Ⅰ 課税所得145万円以上 380万円未満	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から44,400円となります。			
一 般 保険証の負担割合が2割で住民税課税世帯 (認定証は不要)		入院 : 57,600円 (4回目以降は44,400円) 外来 : 18,000円 (8月～翌年7月の年間限度額は144,000円)			
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ 同一世帯の世帯員全員※3が住民税非課税 (認定証に「区分Ⅱ」と表記)	入院 : 24,600円 外来 : 8,000円	230円 (長期入院該当 180円 ※2)	230円	370円
	低所得者Ⅰ 同一世帯の世帯員全員※3が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円で計算)を差し引いたときに0円となる方 (認定証に「区分Ⅰ」と表記)	入院 : 15,000円 外来 : 8,000円	110円	140円	370円

※ 1 栄養士による食事療養が行われているなど、一定の要件を満たす届け出をしている医療機関に入院したとき。それ以外は、450円となります。

※ 2 過去12カ月で90日を超える入院があった場合に長期入院該当となります。

※ 3 国民健康保険の場合は、「同一世帯の世帯主および国保被保険者」となります。

国保介護後期高齢 保険料率が決まりました

決定額・納付書は7月中旬に送付

問い合わせ 市民税務課 ☎59-2128

国民健康保険料(毎年改定)

世帯主が国民健康保険の加入者でない場合でも、納付義務者は世帯主（擬制世帯主）となります。

◆特別徴収（年金天引き）

世帯の国保加入者全員が65歳以上で、次の要件に全て該当する方は、保険料が世帯主の年金から天引きされます。

○世帯主が国保加入者で年度内に75歳に到達しない

○世帯主の特別徴収の対象となる年金受給額が年額18万円以上

○世帯主の介護保険料が特別

徴収されている
○介護保険料との天引き額の合計が、年金受給額の2分の1以下

◆普通徴収

（納付書払い・口座振替）

次のいずれかに該当する方
○国保に加入したばかり
○大竹市に転入したばかり
○その他、特別徴収の事由に該当しない

介護保険料(3年ごと改定)

第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料は、世帯の課税状況や被保険者の所得などによって決まります。今年度から改定した保険料になります。

◆特別徴収（年金天引き）

年金受給額が年額18万円以上

◆普通徴収

（納付書払い・口座振替）

次のいずれかに該当する方
○年金受給額が年額18万円未満
○65歳になったばかり
○大竹市に転入したばかり
○その他、特別徴収の事由に該当しない

後期高齢者医療保険料(2年ごと改定)

後期高齢者医療制度は、75

歳以上の方（65歳以上75歳未満の一定程度の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた方を含む）を対象とした医療制度です。

保険料は被保険者一人一人が納めます。保険料額は、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」の合計額になります。

今年度から改定した保険料率になります。

◆特別徴収（年金天引き）

年金受給額が年額18万円以上の方のうち介護保険料が特別徴収で、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1以下

◆普通徴収

（納付書払い・口座振替）

次のいずれかに該当する方
○75歳になったばかり
○大竹市に転入したばかり
○その他、特別徴収の事由に該当しない

特別徴収の対象となる方でも、申し出をすれば口座振替で納付することができます。※事前に金融機関での手続きが必要です。

国民健康保険

○国民健康保険の保険料率

国民健康保険料は、医療分、後期高齢者支援金分（支援金分）および介護分で構成され、それぞれ所得割、均等割および平等割を合計した額が賦課されます。

	医療分 (加入者全員)	支援金分 (加入者全員)	介護分 (40歳から64歳の方)	計 算 方 法
①所得割	7.31%	2.84%	2.07%	基準総所得金額×所得割率
②均等割	32,825円	11,637円	9,701円	均等割×世帯内の加入者数
③平等割	22,443円	7,637円	4,687円	1世帯当たりの金額
賦課限度額	650,000円	240,000円	170,000円	①から③の合計額の上限

※65歳以上の加入者は介護保険料個別納付になるため、介護分の負担はありません。

※所得割の算定に用いる「基準総所得金額」とは、令和5年中の総所得金額等から43万円を差し引いた金額です。ここでいう「総所得金額等」とは、給与所得や申告分離課税の配当所得などの各種所得の合計額で、各種所得控除を差し引く前の金額です（国民健康保険では退職所得は含みません）。所得割の算定では、雑損失の繰越控除の適用はありません。

○国民健康保険料の軽減

(1)低所得世帯にかかる保険料の軽減

次の所得の世帯の方は、保険料の均等割額と平等割額が軽減されます。

擬制世帯主と国民健康保険加入者の令和5年中の総所得金額等の合計額	軽減割合
43万円以下の世帯 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7割
43万円 + (29万5千円 × 加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯	5割
43万円 + (54万5千円 × 加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯	2割

※給与所得者等とは、給与所得者（給与収入55万円超え）と公的年金等の支給（60万円超え（65歳未満）または110万円超え（65歳以上））を受けるもの。

(2)未就学児にかかる保険料の軽減

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児（平成30年4月2日以降生まれの方）にかかる保険料の均等割額が5割軽減されます。

所得の基準による均等割額の軽減	未就学児以外の方の均等割軽減割合	未就学児の均等割額軽減割合
7割軽減世帯	7割	8.5割
5割軽減世帯	5割	7.5割
2割軽減世帯	2割	6割
軽減なし世帯	軽減なし	5割

※「(1)低所得世帯にかかる保険料の軽減」に該当する世帯は、軽減後の均等割額から5割軽減されます。

後期高齢者医療(保険料の決め方)

均等割額
49,621円

+

※ 所得割額
所得割率9.63% (※1)

=

年間保険料
(限度額80万円) (※2)

※1 所得割額 = {総所得金額等(※3) - 基礎控除(※4)} × 所得割率(9.63%)

所得割率は、総所得金額等から基礎控除を引いた金額が58万円以下の方は、今年度のみ8.98%となります。

※2 生年月日が1949年（昭和24年）3月31日以前の方、または障害認定により資格を取得した方は今年度のみ年間保険料限度額は73万円となります。

※3 総所得金額等とは、収入から控除額等を差し引いて算出される金額のことで、社会保険料控除等の各種所得控除前の金額です。また、退職所得以外の分離課税の所得金額も総所得金額等に含まれます。

※4 基礎控除は、前年の合計所得金額から43万円を差し引いた金額です。（所得により例外もあります）

所得の低い方の軽減

○均等割額の軽減について

世帯内の被保険者と世帯主の前年所得の合計額 (部分 は 年金・給与所得者★の数 が 2 人以上の場合 に 計算 します)	軽減後の均等割額
43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) 以下の場合	7割軽減 14,886円／年
43万円 + (29万5千円 × 世帯内の被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) 以下の場合	5割軽減 24,810円／年
43万円 + (54万5千円 × 世帯内の被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) 以下の場合	2割軽減 39,696円／年

★「年金・給与所得者」とは、給与所得または公的年金に係る雑所得がある方です。

③均等割額の軽減は、世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。ただし、次の①・②については所得割額で用いる総所得金額等とは取り扱いが異なります。

① 65歳以上の方で公的年金等控除の適用がある方は、公的年金等に係る所得から15万円を限度として控除します。ただし、障害認定(65歳)の被保険者で保険料算定に64歳時の所得・課税情報を使用する対象者は含まれません。

② 「専従者控除」、「居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用はありません。

※後期高齢者医療制度加入直前に、国保および国保組合を除く健保組合などの被扶養者であった方については資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減となり、所得割額の負担はありません。ただし、表中の均等割額の7割軽減にも該当する方については、7割軽減が適用されます。

※軽減判定は、賦課期日（令和6年4月1日または資格取得日）時点で行われます。賦課期日後に世帯異動があった場合でも再判定は行いません。

※所得などの申告がない場合は、軽減されないことがあります。

後期高齢者医療保険

介護保険

第1号被保険者の介護保険料

段 階	対 象 者	保険料率	年間保険料
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方または生活保護を受給している方	0.285	17,168円
第2段階	世帯全員が住民税非課税	80万円以下	本人の前年の合計所得金額（課税年金収入に係る雑所得を除く）と課税年金収入の合計
第3段階		80万円超え 120万円以下	
第4段階		120万円超え	
第5段階	本人が住民税非課税で 世帯の誰かが住民税課税	80万円以下	0.9
第6段階		80万円超え	1.00 (基準)
第7段階	本人が住民税課税	120万円未満	1.20
第8段階		120万円以上 210万円未満	1.30
第9段階		210万円以上 320万円未満	1.50
第10段階		320万円以上 420万円未満	1.70
第11段階		420万円以上 520万円未満	1.90
第12段階		520万円以上 620万円未満	2.10
第13段階		620万円以上 720万円未満	2.30
第14段階		720万円以上	2.40

※「世帯」とは、毎年4月1日時点(年度途中に65歳になった方や転入した方は、それぞれ誕生日の前日・転入日)の住民基本台帳(住民票)の世帯です。

※介護保険料の算定に使用する「合計所得金額」とは、事業所得や給与所得などの各種所得の合計額で、社会保険料控除などの各種所得控除を差し引く前の金額です。※合計所得金額は、繰越損失がある場合、損失の繰越控除前の金額を合計します。租税特別措置法に規定される長期譲渡所得等に係る特別控除がある場合は、適用後の金額となります。